

市からの連絡帳



税

6月は、市都民税普通徴収第1期の納期です。納付には、便利な口座振替を。納税課 田(☎460-9831)

市民税・都民税(住民税)納税通知書が届きます

平成20年度の市民税・都民税納税通知書を6月5日(木)に送付します。なお、次の方には送付しません。市民税・都民税をすべて給与天引きで納めている方(特別徴収の方) 市民税・都民税が課税されていない方 平成20年度非課税となる方
 *平成20年1月1日現在、生活保護法によって生活扶助を受けている方
 *平成19年分の合計所得金額が125万円以下の障害者・寡婦・寡夫・未成年者(昭和63年1月3日以降生まれ)の方
 *平成19年分の合計所得金額が下表以下の方

住民税非課税限度額

扶養人数	合計所得金額
0人	350,000円
1人	910,000円
2人	1,260,000円
3人	1,610,000円
4人	1,960,000円
5人以上	1人増すごとに350,000円加算

扶養人数とは控除対象配偶者と扶養親族数を合計した人数です。

軽減措置の廃止

平成17年1月1日現在65歳以上の方(昭和15年1月2日以前生まれの方)に適用されていた老年者非課税措置廃止に伴い、平成18年度は税額の3分の2、平成19年度は税額の3分の1の軽減措置が、平成20年度はなくなりました。

課税・非課税証明書の発行

平成20年度分の発行は6月5日(木)からです。

証明書が発行できる方は、

申告された方
 支払先から給与や公的年金の支払報告書などの提出があった方
 または の方の扶養親族として申告書などに氏名の記載のある市内在住の方

~ 以外で申告のない方は、証明書の発行までに約1か月かかりますので、未申告の方は早急に申告を。市民税課 田(☎460-9827)

家屋調査(新築・増改築分)へご協力を

平成20年中に新築・増改築された家屋は、平成21年度から固定資産税と都市計画税の課税対象となります。

対象となる家屋の評価額を算定するため、地方税法の規定に基づき、資産税課職員(固定資産評価補助員)がお伺いし、家屋調査を実施しています。調査対象となる家屋は事前に書面でお知らせします。

また、家屋を取り壊したときは、ご連絡ください。

なお、職員は必ず身分証明書を携帯していますが、不審の際には資産税課までお問い合わせください。資産税課 田(☎460-9830)

第1回動産公売

市は、納税催告にもかかわらず市税の滞納を続けている場合、滞納者所有の財産を調査し、差し押さえなどの滞納処分を積極的に実施しています。

今回、市が差し押さえた動産(陶器・絵画等)をインターネット入札(オークション)により公売(売却)します。公売による売却代金は滞納市税に充当されます。

◆動産公売

オークション参加申し込み期間 5月30日(金)~6月12日(木)

オークション入札期間

6月18日(水)~20日(金)

下見会

田 6月9日(月)午後2時~5時

田 田無庁舎

原則入札はどなたでも参加可。

詳細は市HPまたは納税課で。

納税課 田(☎460-9832)

保険・年金・各種申請

75歳以上で、被用者保険から長寿医療制度(後期高齢者医療制度)へ移行する方の被扶養者が国保に加入するとき

健康保険組合などが発行する「資格喪失証明書」を持参のうえ、健康年金課で手続きをしてください。新たに保険料を負担していただくこととなりますが、65歳~74歳の被扶養者の方は、申請により保険料が軽減されます。あわせて手続きをお願いします。

「被用者保険」とは、政府管掌健康保険・健康保険組合・共済組合などの社会保険のことです。国民健康保険に加入されていた方は対象外です。

健康年金課 田(☎460-9822)

納めすぎている国民年金保険料の返納

平成17年3月以前に、60歳以降国民年金に任意加入していた方で、満額の老齢基礎年金を受給するために必要な月数を超過して保険料を納付していた場合、納めすぎた保険料をお返しすることになりました。

手続きは、社会保険事務所に「申出書」と「国民年金保険料還付請求書」を提出してください。

なお、本人が亡くなっている場合は、相続人でも手続きができます。

田 武蔵野社会保険事務所

(☎0422-56-1411)

健康年金課 田(☎460-9825)

年金記録確認地方第三者委員会への申し立て

年金記録の訂正に関し、公正な判断を示すために年金記録確認東京地方第三者委員会が設置されています。

当委員会への申し立てにおいては、まず社会保険事務所で年金記録を確認する必要があります。その結果、社会保険事務所からの回答に異議のある場合は、当委員会に審査の申し立てをしてください。

この申し立ては、最寄りの社会保険事務所で受け付けています。

詳細は武蔵野社会保険事務所または総務省HP <http://www.soumu.go.jp>で。

田 武蔵野社会保険事務所

(☎0422-56-1411)

健康年金課 田(☎460-9825)

市民課からのお知らせ

◆土曜日窓口

市民課では土曜日に、住民票や印鑑証明の交付、転出・転入手続きなどができる「サタデーサービス」を行っています。基本的には次の予定で行います。

なお、取り扱いができない手続きもありますので、事前にお問い合わせください。

田・場

第1、3、5土曜日・保谷庁舎

第2、4土曜日・田無庁舎

午前9時~午後0時30分

市民課 田(☎460-9820)

保(☎438-4020)

子育て

児童手当・児童育成手当の現況届をお忘れなく!

5月まで児童手当・児童育成手当を受給されている方には、現況届の用紙をお送りしますので、6月30日(月)までに必ず子育て支援課へ提出してください。

なお、届け出がないと6月分(10月期支払い)からの手当の支給が停止されます。

保谷庁舎総合窓口・出張所には、専用の回収ポストがありますので、記入や添付書類漏れに注意し、投函してください。

郵送提出可。お早めに投函を。

子育て支援課 田(☎460-9840)

児童扶養手当・特別児童扶養手当

◆児童扶養手当

田 国内に住所があり、次の支給要件にあてはまる18歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童(政令の

定める程度の障害の状態にある場合は20歳未満)の母または養育者(母または養育者が老齢福祉年金以外の公的年金を受給できる場合は除く)

支給要件 父母が離婚した児童 父が死亡または生死不明の児童 父に重度の障害がある児童 父が1年以上拘禁中の児童 父に1年以上遺棄されている児童 婚姻によらないで生まれた児童(認知した父の扶養がある場合は除く)

昭和60年8月1日以降支給要件に該当し、平成15年4月1日現在5年を経過している方は時効により手当の請求をすることができません。

支給制限 次の場合は該当しません。

児童が父または母の死亡により遺族年金などを受給できる場合 児童が里親に委託されている場合や児童福祉施設等に入所の場合 児童が父と生計を同じくしている場合

児童が母の配偶者(事実上の配偶者含む)と生計を同じくしている場合

請求者または児童が日本に住所がない場合

事実上の配偶者とは、男性の住民票が同居にある場合や定期的な訪問、生活費の補助などを受けている場合を含みます。

手当額 全部支給月額41,720円、一部支給月額41,710円~9,850円(所得に応じて10円きざみ)

第2子は5,000円、第3子以降1人につき3,000円の加算。

◆特別児童扶養手当

田 20歳未満の中・重度の障害(おおむね愛の手帳1~3度程度、身体障害者手帳1~3級、4級の下肢の一部程度、およびこれと同程度以上の内部障害、または日常生活に著しい制限を受ける状態の精神障害)のある児童を養育している父母または養育者

手帳がない場合、指定の診断書で申請できます。

児童が施設へ入所している場合、児

平成20年度児童扶養手当・特別児童扶養手当所得制限限度額表

平成19年中の所得・平成20年8月分~平成21年7月分手当に適用

(単位:円)

	児童扶養手当			特別児童扶養手当	
	本人		孤児等の養育者 配偶者 扶養義務者	本人	配偶者 扶養義務者
	全部支給	一部支給			
0人	190,000	1,920,000	2,360,000	4,596,000	6,287,000
1人	570,000	2,300,000	2,740,000	4,976,000	6,536,000
2人	950,000	2,680,000	3,120,000	5,356,000	6,749,000
3人	1,330,000	3,060,000	3,500,000	5,736,000	6,962,000
4人以上	1人増すごとに加算380,000				1人増すごとに加算213,000
1人につき加算	特定扶養 老人扶養	150,000 100,000	老人扶養 60,000 (老人扶養のみは2人目から)	特定扶養 250,000 老人扶養 100,000	老人扶養 60,000 (老人扶養のみは2人目から)

所得から控除できる額

(単位:円)

種別	児童扶養手当		
	受給者(母)	受給者(養育者) 配偶者 扶養義務者 孤児などの養育者	特別児童扶養手当(本人・配偶者など共通)
社会保険料相当額	80,000	80,000	80,000
障害・勤労学生控除	270,000	270,000	270,000
特別障害者控除	400,000	400,000	400,000
寡婦(夫)控除	0	270,000	270,000
寡婦特別加算控除	0	80,000	80,000
雑損・医療費・配偶者特別・小規模企業共済等掛金控除	控除相当額	控除相当額	控除相当額

配偶者は寡婦(夫)控除なし